別表六の二（十二）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14第２項又は第３項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「翌期繰越額(39)－(40)」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表の「調整前連結税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二（十二）　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

円

各連結法人について当期分の特別控除額の計算

個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）			1	
調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)			2	
当期分	取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「11」の合計）		3	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額		4	
	税額控除限度額 ((3)－(4))×15/100＋(4)×8/100		5	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (25)×(1)/(22)	6	
		個別帰属額基準額 (2)×20/100	7	
		法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8	
	当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）		9	
	調整前連結税額超過構成額 (27)×(9)/(26)		10	
	当期税額控除額 (9)－(10)		11	
前期繰越分	繰越税額控除限度超過額（39の計）		12	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (30)×(1)/(23)	13	
		個別帰属額基準額 (2)×20/100	14	
		個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)－(9))	15	
		法人税額基準額（(13)と(15)のうち少ない金額）	16	
	当期繰越税額控除可能額（(12)と(16)のうち少ない金額）		17	
	調整前連結税額超過構成額 (34)×(40の①)/(31)＋(35)×(40の②)/(32)		18	
	当期繰越税額控除額 (17)－(18)		19	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)			20	

各連結法人の合計額の計算

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）			21	円
特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）			22	
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）			23	
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）			24	
当期分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100		25	
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）		26	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「21の②」）		27	
	当期税額控除額の合計額 (26)－(27)		28	
前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100		29	
	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)－(26))		30	
	繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(40の①)の合計）	31	
		連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(40の②)の合計）	32	
		合計	33	
	調整前連結税額超過構成額	連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「21の②」）	34	
		連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「22の②」）	35	
		合計	36	
当期繰越税額控除額の合計額 (33)－(36)			37	
法人税額の特別控除額の合計額 (28)＋(37)			38	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額 39	当期控除可能額 40	翌期繰越額 (39)－(40) 41
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外　円
計			(17)	
当期分		(5)	(9)	外
合計				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）